

給食指導と学級づくりについて

～低学年における協同性の視点から～

京都教育大学大学院 連合教職実践研究科
教職実践専攻 生徒指導力高度化コース
116056 吉田 菜穂

給食指導と学級づくりについて ～低学年における協同性の視点から～

吉田 菜穂

生徒指導力高度化コース

要約：給食の時間は児童にとって学校生活の中で楽しい時間の一つである。また給食は児童の心身の発達を促す役割を担っており、食事をするだけでなく実際に児童が配膳・片付けをすることは、児童の協同性を育む機会にもなる。また給食の時間は児童が学校生活を送る上で、ほぼ毎日繰り返されるものであり、児童に協同性を身に付けるには有効な時間である。

また本研究では、現職の小学校教諭2名に聞き取り調査を行い、協同性を育むために給食指導でどのような取り組みを行っているのかについて調査した。その中で「時間を守る」「協力する」「自分勝手ではない」ことを児童に指導する場として給食指導は位置付けられているとわかった。

キーワード：給食指導、協同性、ルール、低学年

第1章 はじめに

50日間の教職専門実習やボランティアでさまざまなクラスの児童たちと関わっている中で、クラスの現状や雰囲気を反映する場面の一つが給食の時間であると感じた。給食の時間は授業の時間に比べ、「食」という、生きていく上で欠かせないものと児童を最も結び付ける時間である。また、給食の準備や片づけは個々の児童がクラスの役割を担って協力しなければ成し得ない活動であり、それを通して児童の協同性を育むこともできる。そして何より給食の時間を楽しみだと感じている児童も多いことから、授業の時間にはなかなか活躍できない児童にとって意欲的に取り組むきっかけとなる時間である。この給食の時間の活動をクラスで円滑に行うことができると、児童は楽しい給食の時間を送ることができ、充実した学校生活だと感じる一部分になると考える。またこの時間で得た力によって学校生活全体の活動が意欲的に取り組めるのではないだろうか。

教職専門実習Ⅱでは第一学年で実習を行い、四月当初から担任教諭が丁寧に給食指導を

されている様子から、給食の時間のルールを児童に定着させていく初期の取り組みを見ることができた。年間 150 回以上繰り返される給食の時間における初期段階の給食指導をどのように積み重ねていけばよいのか、また児童に協同性を育む教育活動の一環として、給食の時間はどのように指導されるべきなのかについて興味を持ち、本論文では低学年に対する給食の時間における給食指導に焦点を当てることとした。

第 2 章 研究の背景

第 1 節 学校給食の法的位置づけ

日本国憲法第 25 条において「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と記されており、教育基本法第 1 条「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」、学校教育法第 29 条「小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする」ことから、小学校における児童の心身の発達に関わる営みは、心身ともに健康な国民を育成する上で欠かせないものである。さらに学校教育では、学校教育法第 21 条「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」とある。そして小学校でこれらの要素を実践している教育活動の一つが学校給食である。

学校給食法第 1 条においても「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実態に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」と述べられていることから、日本国憲法や教育基本法が目指す国民を育成するための、義務教育段階における基礎となるものに学校給食は内包されていることがわかる。

さらに、現在の学習指導要領において学校給食は、特別活動の「学級活動」に位置付けられており、一般的に小学校における学級活動は 35 単位時間（第 1 学年は 34 単位）行うことと示されているが、これは年間標準授業時数であり、給食の時間はこの時数に含まれていない。しかし給食の時間の学級活動は教育課程上においても重要な教育活動であるため、標準授業時数以外の時間ではあるが、児童が食事したり、教師が指導したりする時間

を確保する必要がある。

第2節 学校給食の歴史

日本の学校給食は、明治22年（1889年）に山形県鶴岡町の私立忠愛小学校において経済的に恵まれない児童に栄養補給・就学奨励を目的として始まったとされている。また昭和29年に上で述べた学校給食法が制定され、学校給食は学校教育活動の一環と位置付けられるようになった。さらに現在は、以前に比べ豊かな食生活が確保されている一方、児童生徒の食生活の乱れや偏りが問題となっている現状があり、学校給食を「学校における健康教育の一環」としてとらえ、教育活動全体を通じて食に関する指導を行う必要があることから、平成20年に学校給食法の大幅な改正が行われた。現在の学校給食法では、このような実態から食育の観点の踏まえ、第2条は以下の7つの学校給食の目標を挙げている。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

以上の目標を充実させることにより、学校給食の意義をより確かなものとすることができる。このように学校給食の意義は時代の変遷とともに変化しているが、現在の学校給食は、次に挙げる教科学習で得られない教育的意義を持っていると、「学校給食の手引き」（長崎県教育委員会，2011）に提示されている。

- ① バランスのとれた豊かな食事を適切な指導の下に提供することにより、児童生徒の健康の増進、体位の向上及び正しい食習慣の形成を図る。
- ② 教師と児童生徒が食事を共にすることによって、教師と児童生徒、児童生徒相互間の心のふれあいの場を作り、好ましい人間関係の育成に資する。
- ③ 事前の準備、後片付け等を通じて、協力、責任、清潔、きまりを守ることなど共同生

活における共同、協調の精神の体得に資する。

以上の3点が現在の学校給食における教育的意義である。

第3節 学校給食の役割

学校給食は児童の心身の発達を促すことや、健康な食生活について理解を深めることにおいて欠かせないものであることは上に述べた通りである。その中で具体的に学校給食が担っている役割は、次に挙げる7点であると、「学校給食の手引き」（長崎県教育委員会，2011）に掲示されている。これらは第2節で述べた学校給食法第2条を踏まえ定められているものである。

- ① 豊かな食事と健康の保持増進
- ② 望ましい食習慣の形成
- ③ 豊かな人間関係の醸成
- ④ 食事環境の工夫・改善による豊かな心の育成
- ⑤ 体験的な活動による成就感の体得
- ⑥ 各教科、道徳、特別活動等の学習の深化・統合
- ⑦ 食文化の継承と創造及び国際理解

以上の7点が学校給食の担う役割である。

第3章 研究の目的

学校給食は児童の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を摂取することで健康の増進を図ったり、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けたりする役割を担っている。しかしそれだけでなく、学校給食は準備、会食、後片付け等を通じて児童が自ら役割を担い進めることができるため、自立心や社会性を育むことができる。さらに役割を協同作業によって達成することから、児童の協同性を育むことができるという利点もある。協同性を育成することで、これは上で述べた学校教育法第2条に目標として掲げられている「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。」を達成することを目指す。

また給食の時間は、現在の学習指導要領において特別活動の「学級活動」に位置付けられているが、年間標準時間時数には含まれていない時間での教育活動である。しかし年間標準授業時数よりも遥かに多い時間数を要し、ほぼ毎日行われるこの給食の時間において、

児童が学ぶものは多いのではないだろうか。毎日の給食指導の積み重ねによって、給食時間がみんなで一緒に楽しく食べる時間となり、好ましい人間関係を育てる場となることで給食の時間をより充実したものにするができる。学級担任として、これらの学校給食でしか実践することのできない役割を、より深くより確実に児童に体得するために具体的にはどのような給食指導を繰り返し行っていくことが求められているのかについて考察する。

また給食の時間における給食指導を通した協同性豊かな学級集団づくりを行うためには、低学年の学級担任としてどのような指導をすることが望ましいのかについて教職専門実習での事例や現職教員への聞き取り調査を基に考察する。さらに具体的な指導内容や留意点について述べ、筆者自身が学級担任として給食指導に当たる際の参考にしたい。

第4章 聞き取り調査

第1節 聞き取り調査の内容

給食の時間における給食指導について教職専門実習校で学級担任をされている教諭に聞き取り調査を行った。調査内容は以下の4点である。

- ① 学級経営において、「協同性」をどのようなものだととらえているか
- ② 「協同性」を育むため、給食指導ではどのような取り組みをしているのか
- ③ 給食指導以外での「協同性」を育むその他の学級活動はどのようなものが考えられるか
- ④ 給食指導とその他の学級活動での指導の共通点と、それぞれが持つ特有の指導法がどのようなものが考えられるか

以上の4点を中心とした聞き取り調査を行い、協同性のある学級経営を行うためには、給食指導をどのように行うべきなのかについて考察した。

第2節 聞き取り調査の結果

教職専門実習校のA教諭、B教諭に、給食の時間における給食指導について聞き取り調査を行った。A教諭、B教諭は共に現在第二学年の学級担任をしているため、現在の学級を念頭においての回答である。またA教諭は第一学年から持ち上がりで同学級の担任をしており、二年間を通じた学級経営にも触れられている。

< A 教諭 >

① 学級経営において、「協同性」をどのようなものだととらえているか

学級経営において、「協同性」とは「時間を守る」ことである。第一学年当初から時間内に物事を行うことを徹底してきた。一人が時間を守らないことで周りに迷惑がかかり、集団行動ができなくなる。そして待たされることは相手を不快な気持ちにさせることなのだと子どもたちには伝えてきた。周りに迷惑をかけない振る舞いをするのが「協同性」である。

② 「協同性」を育むため、給食指導ではどのような取り組みをしているのか

「協同性」を育むため、給食指導でも「時間を守る」ことを大切にしたい取り組みをしている。少人数クラスのため給食当番は二週間に一回回ってくる。給食時間が始まると班体系になり、給食当番になった児童は四時間目終了後すぐにエプロンに着替えて準備を始め、給食室へご飯や食器などを取りに行く。その間当番ではない児童は席に座って読書をして静かに待つ。配膳は始め児童がほとんどの配膳を行い、最終的には教師が量を調整する。給食を時間内に食べきれぬ量にすることで、児童にとって「時間に間に合った」という達成感や自信がうまれてくる。さらに給食の量の調整は必ず教師が行う。児童同士でさせると力の上下関係が出てくるため、高学年の担任だった時も児童にさせないようにしていた。これらの活動を手際よく行うことで、毎日 30 分以上は食事をする時間を確保するようにしている。給食時間の終盤には余った牛乳やデザートなどの好きなものじゃんけんを行う。この時は教師に給食を減らしてもらった児童は参加できない。また食べるのが遅く時間内に食べきれないことが続く児童がいる班は、班ごと前を向いて食べるように指導する。早く食べ終わった児童は自分の席で読書や九九練習をする。また班ごとに食器を重ねて、「ごちそうさま」をした後に食器入れへ返却しに行く。これは食事時の立ち歩きを防止するためである。時間になると給食当番が食器を返しに行く。通常校時の場合は 13 時には必ず返却できるよう徹底している。時間を守らないことは給食調理員、給食委員会の児童、学校全体に迷惑がかかることを児童に身をもって体感させることができる。これが「協同性」を育むということだと考える。

③ 給食指導以外での「協同性」を育むその他の学級活動はどのようなものが考えられるか

給食指導以外での学級活動では、グループ決めは教師が主導で行うことで「協同性」を育んでいる。低学年であるため、わがままが通ることによって力関係が生まれやすいことから、子ども任せにするのではなく、教師が介入することで児童が過ごしやすい環境にしている。休み時間の全員遊びの企画等は係の児童の判断に委ねている。

④ 給食指導とその他の学級活動での指導の共通点と、それぞれが持つ特有の指導法がどのようなものが考えられるか

給食指導とその他の学級活動において共通した指導は、「最低限のルールは守る」ということである。チャイムが鳴ったら行動することや、廊下は走らないこと等を徹底して指導している。またそのルールを破った児童にはきちんと叱り、いいことはいい、ダメなことはダメだと指導している。給食の時間は特に限られた時間で行うものであるため、「時間を守る」ことに重点を置いて指導している。

< B 教諭 >

① 学級経営において、「協同性」をどのようなものだととらえているか

学級経営において、「協同性」とは「協力する」ことや「自分勝手ではない」ことである。第二学年の児童にとって協力することは言葉で分かっているとしても具体的に難しい。そのためみんなの時間を自分一人のためだけに使うことは自分勝手であると指導して「協同性」を育んでいる。また班の中でグループ役割表（リーダー・おたすけ・給食・配り）を活用し、毎日日替わりに役割を果たす学級経営を行っている。

② 「協同性」を育むため、給食指導ではどのような取り組みをしているのか

「協同性」を育むため、給食指導でも「協力する」ことや「自分勝手ではない」行動を児童ができるような取り組みをしている。準備では当番の児童全員でまとまって給食室に行く。本学級は全児童 17 人という少人数であることから、8 人又は 9 人で当番の仕事を行う。そのため重たそうに食器や食カンを持つ児童がいたら持つものを考えたり助けたりする臨機応変さが求められる。この点は児童が率先して行動する様子が見られる。配膳では食器を半分に分け、2 人の児童が手分けしてご飯やおかずを食器に入れている。また運ぶ時には一人がお盆を持ち、もう一人が机に置いて回るなどの分担が児童から自主的にできている。当番の児童はエプロンを身につけることで自覚が生まれる。一方椅子に座って待つ児童は話し声が目立ち、協

力の輪から外れていることに気付けていない。そのため自分たちの声が邪魔になっているという自覚を持たせる働きかけを今後していく必要がある。給食を食べ始めて15分間は班体系で給食の放送を聞きながら児童は楽しく食事する。そして15分たつと全員黒板の方を向く体系になり、静かに食べる。その時教師は行儀よく食べることを徹底的に指導する。例えば肘をつきながらご飯を食べることや机の横から足を出すこと、箸の持ち方などを指導している。これは家庭間で指導の差がある。食べ終わるとグループ役割表で給食当番になっている児童がきれいに食器内のご飯が食べられているか、牛乳パックはきれいに折りたためているかなどをチェックする。4月当初に比べ、給食を減らしたり好き嫌いをしたりする児童が減ってきており、食べるペースが分かってきた児童も増えている。教師は食べきれるように応援したり、食べきれた時にはほめたりすることを大切にし、給食の時間は嫌々食べるのではなく、楽しく食べる時間なのだと児童に思ってもらいたい。

③ 給食指導以外での「協同性」を育むその他の学級活動はどのようなものが考えられるか

給食指導以外の学級活動は「グループ役割表」を活用している。児童に多くの役割や仕事を与えることで、児童間のコミュニケーションが生まれ、児童の係りを達成することで自信・責任感も生まれる。また日直も日直日誌を書く仕事があり、多くの児童が役割を果たす機会がある。

④ 給食指導とその他の学級活動での指導の共通点と、それぞれが持つ特有の指導法がどのようなものが考えられるか

給食指導とその他の学級活動で共通した指導は、「協力する」とことと「自分勝手なことはしない」ということである。自分勝手なことをした児童に対しては、児童が具体的に自分に置きかえることのできる例を挙げて指導する。給食指導は毎日行われる指導であるため、児童が「やることが当たり前」であると思いやすい活動である。また時間内に終わらせなければいけない活動なので、時計という目に見えてわかりやすいものを使った指導法が可能である。時間内に食べるには「自分勝手なことしない」、そのためにはどうすればいいのかを、給食の時間の場に置き換えて考えさせることで「協同性」が育まれる。

第5章 考察

聞き取り調査の結果から、給食指導を通して、A教諭は「時間を守る」こと、B教諭は「協力する」、「自分勝手ではない」ことを給食の時間に児童に体感させることで協同性を育んでいることが明らかになった。具体的には、給食室へ時間通りに給食を受け取りに行ったり、返却しに行ったりする時に、時間通りにできないことが周りに迷惑をかけることなのだという点で時間を守ることを徹底されており、そのために予め給食の量を減らす工夫も教師によって行われていた。またグループ役割表を活用した児童同士の協力を大切に、自分のことばかりではなく、友達の様子を見て大変そうだと判断すると自ら動く力を育てる取り組みもしておられた。二人の教諭共に大事にしていることは、言葉は異なるものの、児童の社会性を育むために必要なことである。それを「食」という、生きていく上で必要不可欠であることと関連させて行う指導は、この給食の時間しか成し得ないことである。また学級活動全般において、ルール作りは大切である。給食の時間のルールは第一学年から引き続き行われている活動がほとんどであるため、第二学年の児童で既に手際よく行うことができている様子である。またほとんどの児童にとって給食の時間のルールは「当たり前」だと感じていることから、改めて疑問に感じたり反論したりすることもない。しかし改めて「なぜルールは必要なのか」を児童に考えさせることが、児童に協同性の大切さを実感する機会となる。時間内に給食が終わったことや残菜がなく食べきれたことは児童に視覚的に伝わりやすくなる教材であり、児童に達成感を感じさせることができる。なぜ時間内に給食が終わったのか、なぜ残菜がなく食べきれることができたのかを考えると、児童がより「時間を守る」「協力する」「自分勝手ではない」ことの大切さを実感できると考える。

さらに、聞き取り調査を行ったA教諭、B教諭は共に第二学年の担任であり、給食の準備、会食、片付けの手順や指導法の共通点はとても多かった。これは学校全体の共通認識の下行われているものであるが、学年間での連携や共有を大切にされている証であると考えられる。このような教師間の協同性を土台とした指導が行われているからこそ、児童にも協同性を体得することができるのではないだろうか。

第6章 まとめ

給食指導は、第一学年から給食の時間のルールを担当教諭が中心となって徹底的に指導されている。低学年の内は楽しい食事をするためにはどのようにすればいいのかを教師が

中心となって教えることがほとんどである。楽しい食事とは一人ひとりの思うまま過ごすものではなく、クラス全員が楽しいと感じることが大切なのだと指導しなければならない。その時に児童に育成したいことが協同性である。聞き取り調査において、小学校現場では「時間を守る」「協力する」「自分勝手ではない」ことを念頭に置いた給食指導が行われていた。そして達成できるように児童を励ましたり、達成したときには褒めたりすることを通して、児童が協同性を体得し、継続していくことができるようにしたい。高学年では児童がこれまでの給食指導やその他教育活動の中で培った協同意識を、さらに高めるためにどうしていけばいいのかを児童に問いかけ、自主的に行動できる児童を育てていく必要がある。年間 150 回以上繰り返される給食の時間が協同性を育み、さらに高い社会性を持った人間へ成長させるためのきっかけとなるよう毎日の給食指導を大切にしていきたい。また「食」という、生きていく上で必要不可欠なものを、より児童が意識し生きていくためには、今後は食育も視野に入れた、協同性を育む給食指導について模索したい。

引用・参考文献

- 石橋瑞穂ほか（2011）学級づくりと授業に生かすカウンセリング　ぎょうせい
- 文部科学省（2008）『学校給食法』
- 文部科学省（2011）『学校教育法』
- 文部科学省（2006）『教育基本法』
- 文部科学省（2010）『食に関する指導の手引』
- 長崎県教育委員会 長崎教育庁体育保健課（2011）『学校給食の手引き』
- 佐瀬順一（2012）『「食育」と「生徒指導」の両立を目指した給食指導』月刊生徒指導
42（5）21－24　学事出版